

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 一色国際特許業務法人 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒108-0073 日本国東京都港区三田三丁目11番36号三田日東 ダイビル		発送日 (日.月.年) 20.11.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 3522PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/032340	国際出願日 (日.月.年) 31.08.2018	優先日 (日.月.年) 01.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06F8/61 (2018.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社日立製作所			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 31.10.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 打出 義尚	5B 7888
		電話番号 03-3581-1101 内線 3545	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3-4, 6, 9-10	有
	請求項	1-2, 5, 7-8, 11-12	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-12	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-12	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2007-4679 A (キヤノン株式会社) 2007.01.11, 段落[0012]-[0042], 図1-9 (ファミリーなし)
 文献2 : JP 2006-164026 A (キヤノン株式会社) 2006.06.22, 段落[0007]-[0008], [0113], 図11 (ファミリーなし)
 文献3 : JP 2008-152762 A (ブラザー工業株式会社) 2008.07.03, 段落[0063] & US 2008/0120614 A1, 段落[0062]

請求項1, 7, 12に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、インストール対象のアプリケーションの情報と、当該アプリケーションのインストールの成功及び失敗の原因を示すインストール結果コード(「失敗の原因についての情報」)が書き込まれたインストール結果格納テーブルを有し、

アプリケーションのインストール処理(「ソフトウェアの導入」)に失敗した場合に、インストール結果として、どのエラーが発生したかを示すインストール結果コードをインストール結果格納テーブルに格納し、当該インストール結果コードに対応するエラーフラグを保存して、

対策可能なインストール失敗が存在するか否かを判定(「ソフトウェアを導入することが可能であるか否かを判定」)し、対策可能なインストール失敗が存在する場合に、そのインストール失敗である、空き容量不足またはモジュール不足のいずれかに応じたインストール失敗対策(「原因に対応付けられた所定の処理」)を実行した後に、当該アプリケーションの再インストールを行う、情報処理装置の発明が記載されている。

なお、「」内は、文献1に記載の事項に対応する本願発明の発明特定事項である。ここで、対策可能なインストール失敗が存在するか否かを判定するためにはエラーを識別するための情報が必要であるから、当該判定にエラーフラグが用いられていることは、文献1に記載されているに等しい事項である。そうすると、当該判定は「インストール結果コードに基づいて」行われていると理解できる。

よって、請求項1に係る発明は、文献1に記載された発明である。
 請求項7, 12に係る発明に関しても、同様である。(補充欄へ続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 2, 8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 により進歩性及び新規性を有しない。

文献 1 には、必要とするモジュールが情報処理装置内に存在しないと判定した場合、モジュール不足エラー（「構成に関する情報」）を示すインストール結果コードをインストール結果格納テーブルに書き込んで、当該インストール結果コードに基づいて、アプリケーションが必要とするモジュールの情報（「ソフトウェアの構成に関する情報」）及びその取得先の URL の情報を取得して、当該モジュールの取得及びインストール処理を実行することで、インストール失敗対策を行うことが記載されている。

請求項 5, 11 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 により新規性及び進歩性を有しない。

文献 1 には、アプリケーションのインストールの可否を示すインストール結果を画面に表示することが記載されている。

請求項 3, 9 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 により進歩性を有しない。

上述のとおり、文献 1 には、アプリケーションのインストールに失敗した場合に、インストール結果コード（「ソフトウェアの導入に失敗した際に実行していた処理に関する情報」）に基づいて、対策可能なインストール失敗が存在するか否かの判定を行い、対策可能なインストール失敗が存在する場合には、そのインストール失敗である、空き容量不足またはモジュール不足のいずれかに応じた対策を行い、アプリケーションを再インストールすることが記載されている。

そして、文献 2 には、インストールがエラーにより失敗した場合、エラーを解析し、エラーに対応する箇所の設定（「設定情報」）を変更（「生成」）して、再度インストールを行うことが記載されている。

文献 1 - 2 記載の発明はともに、インストール失敗時に所定の対策を行い、再インストールを行うという点で、「技術分野の関連性」及び「機能の共通性」を有しているといえる。

してみれば、文献 1 に記載の発明に文献 2 に記載の発明を適用して、対策可能なインストール失敗が存在する場合に、エラーに対応する箇所の設定を変更して、再度インストールを行う構成とすることは、当業者が容易になし得たことである。

請求項 4, 10 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1, 3 により進歩性を有しない。

例えば文献 3 に記載されているように、ソフトウェアのインストールに失敗した後に、それまでに生成した情報を削除してから再度インストールを行うことは周知技術にすぎない。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 3 により進歩性を有しない。

当該請求項に係る発明は、請求項 1 を請求項 2 - 4 の全ての記載内容により限定した発明であると認められる。

そして、上述のとおり請求項 1 - 4 に係る発明は進歩性を有しないから、請求項 6 に係る発明も進歩性を有しないことは明らかである。